

年 月 日

## 愛知学院大学『教職支援センター年報』投稿申込書

下記の通り、『教職支援センター年報』への論文等の投稿を希望します。

### 記

① 投稿区分： 研究論文 ・ 研究ノート ・ 資料紹介 ・ 書 評 ・ その他

② タイトル (仮題)：

\_\_\_\_\_

(ふりがな)

③ 氏 名： \_\_\_\_\_

④ 所 属： \_\_\_\_\_

⑤ 連絡先： MAIL or TEL. \_\_\_\_\_

以上

整理番号	受付年月日	備 考
	年 月 日	



愛知学院大学教職支援センター年報編集規程

平成30年10月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学教職支援センター（以下「センター」という。）規程第4条第6号に基づくセンター年報（以下「本誌」という。）の編集・発行について必要な事項を定める。

(編集体制)

第2条 本誌の編集・発行は、この規程に基づき、本誌編集委員会が行う。

(編集委員会)

第3条 本誌編集委員会は、センター運営委員会において選出する5名以上の委員で構成し、委員長は委員の互選による。

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合の任期は、前任者残任期間とする。

(掲載原稿)

第4条 本誌に掲載する原稿は、本学資格課程に関連する領域の研究論文、研究ノート、資料紹介及び書評（以下「論文等」という。）並びにセンターの活動報告等とする。

2 本誌に前項の論文等を掲載しようとする者は、別に定める本誌投稿要領に従って投稿しなければならない。

(掲載の可否)

第5条 前条第2項により投稿された論文等の掲載可否は、本誌編集委員会が判断する。

2 掲載予定の論文等について、本誌編集委員会は、執筆者との協議を通じて、内容の変更を求めることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

## 愛知学院大学教職支援センター年報投稿要領

平成30年10月9日制定

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛知学院大学教職支援センター年報（以下「本誌」という。）編集規程第4条第2項に基づき、本誌への投稿方法その他必要な事項を定める。

### (投稿資格)

第2条 本誌に投稿する資格がある者は、本学の教職員とする。ただし、本誌編集委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 共同執筆による投稿の場合は、執筆者に1名以上の本学教職員が含まれていなければならない。

3 本誌に投稿を希望する者は、愛知学院大学における研究者等の行動規範（平成21年4月1日制定）を遵守しなければならない。

### (転載の禁止)

第3条 本誌には、すでに公刊された研究論文、研究ノート、資料紹介、書評（以下「論文等」という。）は掲載しない。

### (原稿の様式)

第4条 投稿に際しては、次の各号に従って原稿を作成しなければならない。

(1) 原稿のレイアウトはA4判、横書き、1頁40字×30行、上余白40mm、下左右余白各30mmとし、完全原稿（電子媒体及びプリントアウト1部）を提出する。

(2) 原稿（図表等を含む）の分量は、原則として研究論文20,000字（400字詰原稿用紙換算50枚）以内、研究ノート14,000字（400字詰原稿用紙35枚）以内とし、資料紹介等は本誌編集委員会が適宜判断する。

(3) 研究論文、研究ノートには、研究内容に関するキーワード（5個以内）及び概要（250字程度）を添付する。

(4) 原稿提出の際には、別途、①投稿の種類区分（研究論文、研究ノート、資料紹介、書評、その他）、②タイトル、③氏名・ふりがな、④所属、⑤連絡先（メールアドレス又は電話番号等）を明記した表紙を付ける。

### (申込み・提出期限)

第5条 投稿希望者は、毎年12月20日までに本誌編集委員会に前条第4号①～⑤を明記した書面（任意様式）によって申し込むこととし、原稿の提出期限は翌年3月末日までとする。

### (提出原稿修正の制限)

第6条 提出後の原稿の修正は行わない。ただし、やむを得ない場合は初校において修正を行い、その範囲は最小限度にとどめる。

### (原稿組版の制限)

第7条 図表・カラー写真その他の掲載等により一般の編集経費より多くかかる場合は、本誌編集委員会の審議を経て、超過分実費を執筆者が負担することとする。

### (校正)

第8条 校正は再校までとし、本文については執筆者が行い、表紙・奥付その他については本誌編集委員会が行う。

### (著作権)

第9条 本誌に掲載された著作物の著作権は、著作者に帰属し、その著作物の内容についての責任は著作者が負う。

### (掲載論文等の複製権・公衆送信権)

第10条 本誌に掲載された論文等の電子化・公開に関わる複製権および公衆送信権は、センターに属する。ただし、掲載された論文等の執筆者が他の雑誌等への転載あるいは複製権又は公衆送信権の行使を申し出た場合は、正当な理由がない限り、センターはこれを拒むことができない。

### (要領の改廃)

第11条 この要領の改廃は、センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

### 附則

この要領は、平成30年11月1日から運用する。